

## 一 介護保険以外の高齢者福祉サービス

※ 介護保険サービス・低所得者の介護サービス利用料の軽減等については、別冊をご覧ください。

■家庭での生活を支援するサービス（※問合せ先・申込先は1ページをご覧ください。）

### 1 紙おむつの購入助成券の発行

|                    |   |
|--------------------|---|
| 内 容                | 寝たきりまたは認知症高齢者の家庭での生活を支援し、家族の負担を軽減するために、紙おむつを購入することができる助成券（月額2,500円以内）を発行します。  |
| 利用できる方             | 65歳以上で要介護または要支援の認定を受けており、かつ以下の項目をすべて満たす方。<br>①要介護（要支援）認定において、主治医意見書及び認定調査表の項目が、市の定める基準以上に判定されている方<br>②常時おむつを必要とする方<br>③市内に住所があり、在宅で生活している方（施設入所中や入院中の方は対象外）<br>④市・県民税非課税の世帯に属する方。 |
| 問 合 せ 先<br>申 込 み 先 | 市高齢福祉課（高齢福祉係）、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所、各地域包括支援センター  |

### 2 緊急通報装置の設置

|                    |  |  |                  |    |         |        |
|--------------------|--|--|------------------|----|---------|--------|
| 内 容                | 緊急時に迅速かつ適切な対応を図るとともに、生活不安の解消のために、緊急通報装置・ペンダント型発信機・安否センサーを貸与します。ただし、通信会社によって、貸与できない場合があります。（装置設置において、壁面にねじ傷等生じます。）                                    |  |                  |    |         |        |
| 利用できる世帯            | 次のいずれかに該当し、固定電話をお持ちの世帯<br>(1)おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者世帯<br>(2)おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯で、緊急時の対応が困難と認められる世帯<br>【緊急連絡先3名の同意書と登録が必要となります】                           |  |                  |    |         |        |
| 利 用 料 金            | <table border="1"> <tr> <td>生活保護世帯及び所得税非課税世帯</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>上記以外の世帯</td> <td>月額400円</td> </tr> </table> <p>※その他別途電話の通話料金がかかります。</p> |  | 生活保護世帯及び所得税非課税世帯 | 無料 | 上記以外の世帯 | 月額400円 |
| 生活保護世帯及び所得税非課税世帯   | 無料   |  |                  |    |         |        |
| 上記以外の世帯            | 月額400円   |  |                  |    |         |        |
| 問 合 せ 先<br>申 込 み 先 | 市高齢福祉課（高齢福祉係）、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所、各地域包括支援センター   |  |                  |    |         |        |

### 3 日常生活用具の購入費助成

|                             |  |  |                             |    |         |                              |
|-----------------------------|--|--|-----------------------------|----|---------|------------------------------|
| 内 容                         | 一人暮らしなどの高齢者の生活を支援するために、日常生活用具購入費を助成します。  |  |                             |    |         |                              |
| 利用できる方                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電磁調理器：65歳以上であって、認知症等により、防火等の配慮が必要な一人暮らし高齢者</li> <li>・火災警報器：65歳以上の一人暮らし高齢者及び寝たきりの高齢者世帯</li> <li>・自動消火器：65歳以上の一人暮らし高齢者及び寝たきりの高齢者世帯</li> </ul> ※電磁調理器については他に要件がありますので、お問い合わせください。   |  |                             |    |         |                              |
| 対 象 用 具                     | 電磁調理器、火災警報器、自動消火器（種目ごとに1世帯につき1回限り）   |  |                             |    |         |                              |
| 必 要 な 費 用                   | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">生活保護世帯及び生計中心者が<br/>所得税非課税の世帯</td> <td style="width: 50%;">無料</td> </tr> <tr> <td>上記以外の世帯</td> <td>生計中心者の所得税の課税年額に応じて自己負担があります。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※ ただし、補助の基準額があり、超過分は自己負担となります。<br/>なお、火災警報器は所得税非課税世帯のみ対象となります。</p> |  | 生活保護世帯及び生計中心者が<br>所得税非課税の世帯 | 無料 | 上記以外の世帯 | 生計中心者の所得税の課税年額に応じて自己負担があります。 |
| 生活保護世帯及び生計中心者が<br>所得税非課税の世帯 | 無料   |  |                             |    |         |                              |
| 上記以外の世帯                     | 生計中心者の所得税の課税年額に応じて自己負担があります。   |  |                             |    |         |                              |
| 問 合 せ 先<br>申 込 み 先          | 市高齢福祉課（高齢福祉係）、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所、各地域包括支援センター   |  |                             |    |         |                              |

### 4 寝具の乾燥

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 内 容                | 一人暮らしや寝たきり高齢者の快適な生活保持と健康管理のために、月1回自宅を寝具乾燥車で訪問して寝具の乾燥と年1回布団の丸洗いをを行います。   |  |
| 利用できる世帯            | 生計中心者が所得税非課税の世帯または生活保護世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯で、布団の上げ下ろしが困難と認められる世帯。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 65歳以上の一人暮らし高齢者世帯</li> <li>(2) 65歳以上の高齢者のみの世帯</li> <li>(3) 65歳以上の高齢者と15歳以下の児童のみの世帯</li> <li>(4) 65歳以上の寝たきり高齢者がいる世帯</li> </ol> |  |
| 寝 具 の 種 類          | 乾燥：月1回(ただし、丸洗いの月は除く) 掛布団(2枚)、敷布団(2枚)、毛布(1枚)、丹前(1枚)<br>丸洗い：年1回 掛布団(1枚)、敷布団(1枚)、毛布(1枚)  |  |
| 利 用 料 金            | 無料  |  |
| 問 合 せ 先<br>申 込 み 先 | 市高齢福祉課（高齢福祉係）、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所、各地域包括支援センター  |  |

## 5 補聴器購入費用の助成

|                    |   |  |                   |                |           |                 |
|--------------------|---|--|-------------------|----------------|-----------|-----------------|
| 内 容                | 身体障害者手帳の対象とならない軽・中等度の難聴者に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。   |  |                   |                |           |                 |
| 対 象 者              | 身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度の難聴で以下の要件をすべて満たす方<br>(1)65歳以上で市内に在住の方（18歳～64歳は社会福祉課）<br>(2)両耳の聴力レベルが30dB以上又は医師が補聴器装用を必要と認めた方<br>(3)新規の申請又は前回の交付決定から5年以上経過している方  |  |                   |                |           |                 |
| 助 成 費 用            | <table border="1"> <tr> <td>生活保護世帯、市・県民税非課税世帯</td> <td>購入費用の全額（上限5万円）</td> </tr> <tr> <td>市・県民税課税世帯</td> <td>購入費用の1/2（上限3万円）</td> </tr> </table> ※ 補聴器の購入前に申請をしてください。<br>※ 修理費用や付属品は対象外です。<br>※ 医師の意見書は自己負担となります。 |  | 生活保護世帯、市・県民税非課税世帯 | 購入費用の全額（上限5万円） | 市・県民税課税世帯 | 購入費用の1/2（上限3万円） |
| 生活保護世帯、市・県民税非課税世帯  | 購入費用の全額（上限5万円）  |  |                   |                |           |                 |
| 市・県民税課税世帯          | 購入費用の1/2（上限3万円）   |  |                   |                |           |                 |
| 問 合 せ 先<br>申 込 み 先 | 市高齢福祉課（高齢福祉係）、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所  |  |                   |                |           |                 |

## 6 在宅高齢者給食サービス

|                    |   |
|--------------------|---|
| 内 容                | 一人暮らし高齢者や病弱な高齢者および身体に障がいのある人に、栄養のバランスのとれた食事を配達することにより、健康維持と孤独感の解消を図ります。   |
| 対 象 者              | (1)65歳以上の介護サービスを利用していない方で、次に該当する方。<br>①一人暮らし高齢者及び日中独居で見守りの必要な方<br>②給食が特に必要と認められる病弱な高齢者世帯<br>(2)給食が特に必要と認められる身体に障がいのある方。 |
| 負 担 金              | 1食あたり 400円  |
| 配 達 日              | ≪本庁、五十公野、松浦、米倉、赤谷、川東、菅谷、加治、佐々木、豊浦≫夕食<br>毎月（第1火曜日、第2水曜日、第3木曜日、第4金曜日）<br>≪紫雲寺・加治川≫ 昼食<br>毎月4回（第1～4木曜日）                    |
| 問 合 せ 先<br>申 込 み 先 | 新発田市社会福祉協議会（本町4-16-83 新発田市ボランティアセンター内）<br>電話：0254-23-1000   |

## 7 住宅を改造する費用の助成

|                     |   |                     |
|---------------------|---|---------------------|
| 内 容                 | 高齢者が住んでいる住宅を、高齢者の身体状況にあったものに改造するために必要な経費を助成します。   |                     |
| 対 象 者               | 以下の項目すべて満たす方。（介護保険の住宅改修の利用が優先となります。）<br>(1) 65歳以上で、要介護または要支援の認定を受けている方<br>(2) 世帯全員の前年の収入合計が600万円未満の方<br>(3) 対象者又はその親族が所有し、かつ対象者が居住する既存の住宅に対して改修を行う方 |                     |
| 助 成 費 用             | 助成の対象となる工事費は、上限30万円まで   |                     |
|                     | 生活保護を受けている世帯  | 助成の対象となる工事費の全額を助成   |
|                     | 所得税が課税されていない世帯  | 助成の対象となる工事費の4分の3を助成 |
|                     | 所得税が課税されている世帯   | 助成の対象となる工事費の2分の1を助成 |
| ※1世帯につき、1回限り利用できます。 |   |                     |
| 問 合 せ 先<br>申 込 み 先  | 市高齢福祉課（高齢福祉係）、各地域包括支援センター   |                     |

## 8 屋根の雪下ろし費用の助成

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 内 容                | 高齢者世帯等で自力での屋根雪除雪が困難であり、支援してくれる親族もない世帯に、常に居住している家屋の屋根雪除雪にかかる費用の一部を助成します。   |  |
| 対 象 世 帯            | <p>○ひとり暮らし高齢者世帯→65歳以上のひとり暮らし世帯</p> <p>○高齢者世帯→65歳以上の方のみで構成されている世帯<br/>         65歳以上の高齢者と児童のみの世帯<br/>         65歳以上の高齢者とひとり親世帯で構成されている世帯<br/>         65歳以上の高齢者と障がい者のみの世帯</p> <p>であり、なおかつ①～③の項目をすべて満たす世帯</p> <p>① 市・県民税非課税世帯<br/>         ② 自力で除雪が困難な世帯<br/>         ③ 親族（二親等以内）からの労力的援助又は経済的援助が受けられない世帯</p> <p>※ 児童とは、義務教育終了前の子どもとなります。<br/>         ※ 障がい者とは、次のいずれかになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳1～4級所持者</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者</li> <li>・ 療育手帳A所持者</li> </ul> <p>※ ③については、援助が受けられない具体的な理由をお尋ねします。</p> |  |
| 助成対象費用             | 常に居住している家屋の屋根雪除雪にかかる費用（注：屋根雪以外の雪は対象になりません。）   |  |
| 助 成 額              | 1回15,000円までを上限とし、4回まで助成   |  |
| 問 合 せ 先<br>申 込 み 先 | 市高齢福祉課（高齢福祉係）、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所  |  |

## 9 救急医療情報キット

|                    |  |         |  |
|--------------------|--|---------|--|
| 内 容                | 緊急時等救急隊員に正確な医療情報を伝えるためのキットです。<br>このキットの中に、かかりつけ医や服用している薬などの情報をあらかじめ入れておき、病気やけがで倒れたときに、救急隊員などに医療情報を伝えるものです。   |         |  |
|                    | 配 布 対 象  | 配 布 方 法 |  |
| 65 歳<br>以上         | ・ひとり暮らしの方  | ①       | 地域包括支援センター職員やケアマネージャーなどが個別訪問して無料配布します。 |
|                    | ・65歳以上のみの世帯の方<br>・日中ひとりになる方  | ②       | 希望する方に無料で配布します。                        |
| 64 歳<br>以下         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者福祉手帳1級所持者。</li> <li>・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者で、ひとり暮らし、日中ひとりになる方または手帳所持者のみの世帯の方。</li> </ul> | ③       | 希望する方に無料で配布します。                        |
|                    | 上記以外で希望する方   | ④       | 希望する方に、175円で配布します。                     |
| 問 合 せ 先<br>申 込 み 先 | ①の方は、地域包括支援センター<br>②の方は、市高齢福祉課（高齢福祉係）（市役所本庁舎2階）<br>または各支所住民福祉課<br>③の方は、社会福祉課（市役所本庁舎2階）または各支所住民福祉課<br>④の方は、健康推進課（市役所本庁舎2階）または各支所住民福祉課                             |         |  |



## 10 緊急告知FM ラジオの無償貸与

|           |  |
|-----------|--|
| 内 容       | 災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、速やかに災害情報を入力し迅速な避難行動に結びつけることができるよう緊急告知FMラジオを無償貸与します。                  |
| 利用できる方    | 75歳以上の一人暮らしの方<br>※土砂災害警戒区域などにお住まいの方で、既に市から緊急告知FMラジオが貸与されている方は、対象外です。                           |
| 受 付 窓 口   | 市高齢福祉課 <u>申請書受付後、ラジオをお渡しします。</u><br>※各支所で受付を希望される場合は、ラジオ受け取り希望日の3日前（閉庁日を除く）までに、高齢福祉課まで御連絡ください。 |
| お持ちいただくもの | 身分証明書（運転免許証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 等）<br>代理申請の場合は、手続きをされる方の運転免許証等の本人確認ができるものをお持ちください。          |
| 問 合 せ 先   | 申請について<br>市高齢福祉課（高齢福祉係）、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所<br>FMラジオ貸与事業について<br>市地域安全課                            |



# 11 後期高齢者医療制度

|  |  |               |                |   |  |
|--|--|---------------|----------------|---|--|
| 内 容  | 高齢者のための医療制度です。   |               |                |   |  |
| 対 象 者  | 次のいずれかに該当する方<br>(1)75歳以上の方。(申請不要)<br>※75歳の誕生日までに被保険者証を郵送します。<br>(2)65歳以上で一定の障がいがある方。(申請必要) |               |                |   |  |
| 自己負担限度額  | 所得区分   |               | 医療機関窓口における負担割合 | 自己負担限度額   |  |
|  | 現役並み所得者  | 住民税課税所得690万以上 | 3割             | 外来の限度額(人ごとに計算)  | 外来と入院があった場合は合算(世帯ごと)                         |
|  |  | 住民税課税所得380万以上 |                | 252,600円+(医療費-842,000円)×1%<br><多数回140,100円※1>                         | 167,400円+(医療費-558,000円)×1%<br><多数回93,000円※1> |
|  |  | 住民税課税所得145万以上 |                | 80,100円+(医療費-267,000円)×1%<br><多数回44,400円※1>                           |  |
|  | 一 般  |               | 2割             | 18,000円 または<br>(6,000円+(医療費※2-30,000円)×10%)<br>の低い方<br>[年間上限144,000円] | 57,600円<br><多数回44,400円※1>                    |
|  |  |               | 1割             | 18,000円<br>[年間上限144,000円]   |  |
|  | 住民税非課税世帯   | 区分Ⅱ           | 1割             | 8,000円  | 24,600円                                      |
| 区分Ⅰ  |  | 15,000円       |                |   |  |
| ※1 過去12か月以内に3回以上、限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、限度額が下がります。<br>※2 医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算。   |  |               |                |   |  |
| 備考 ・住民税非課税世帯の方は、入院・高額な外来診療を受ける際「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。<br>・現役並み所得者のうち住民税課税所得690万円未満(年収約1,160万円以下)の方は、入院・高額な外来診療を受ける際「限度額適用認定証」が必要となります。<br>・75歳の誕生日の月に限り、後期高齢者医療制度分の自己負担限度額は2分の1となります。(1日生まれの方を除く) |  |               |                |   |  |
| 高額療養費制度  | 1か月の医療費が、自己負担限度額を越えた場合に、申請により払い戻されます。(なお、およそ3か月後に払い戻しの案内文書が送付されます。)                        |               |                |   |  |
| 医療機関等に受診するとき   | 「被保険者証」または「(保険証利用の登録済み)マイナンバーカード」を必ずご持参ください。   |               |                |   |  |
| 問合せ先<br>申込み先   | 市保険年金課、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所<br>新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課<br>電話：025-285-3222                           |               |                |   |  |

## 12 一人暮らし・寝たきり高齢者医療費の助成（県老）

|              |   |
|--------------|---|
| 内 容          | 病気の早期発見と早期治療のために、医療費を助成します。   |
| 対 象 者        | 65歳以上70歳未満の経済的・精神的に単独である高齢者または3か月以上寝たきりの高齢者（重度心身障害者医療費助成を受給されている方は除きます） |
| 助成の内容        | 窓口での自己負担額を3割から2割に軽減します。   |
| 問合せ先<br>申込み先 | 市高齢福祉課（高齢福祉係）   |

## 13 特別障害者手当

|                        |   |
|------------------------|---|
| 内 容                    | 障害者手帳の有無にかかわらず、精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の方に、手当を支給します。（所得制限あり）   |
| 手 当 の 金 額              | 月額27,300円（2・5・8・11月に3か月分ずつ定期支給）   |
| 手 当 を 受 給<br>で き な い 方 | (1) 福祉施設に入所している方（※）<br>(2) 病院等（老人保健施設、介護療養型医療施設を含む）に継続して3か月以上入院している方<br>※ 施設の種類によっては受給できる場合があります。<br>《入所していても手当を受給できる施設》<br>有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム、<br>軽費老人ホーム、ショートステイ |
| 問合せ先<br>申込み先           | 市社会福祉課、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所   |

## 14 在宅重度心身障害者見舞金

|                 |   |
|-----------------|---|
| 内 容             | 障害者手帳の有無にかかわらず、精神又は身体に重度の障がいがあり、日常生活の大半において介護を必要とする在宅の方に、見舞金を支給します。   |
| 見舞金の金額          | 年額60,000円（6月と12月に30,000円ずつ支給）   |
| 見舞金を受給<br>できない方 | (1) 障がいによる年金、手当を受給している方（特別障害者手当等を含む）<br>(2) 福祉施設に入所している方（※）<br>※ 施設の種類によっては受給できる場合があります。<br>《入所していても見舞金を受給できる施設》<br>有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム、<br>軽費老人ホーム、ショートステイ |
| 問合せ先<br>申込み先    | 市社会福祉課、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所   |



## 15 認知症高齢者見守り事業

|              |   |
|--------------|---|
| 内 容          | 認知症等により一人で家に帰れない危険性がある高齢者等の情報を事前に登録し、警察などの関係機関と共有するとともに、ご本人の状況に合わせた地域の見守り体制づくりにつなげます。<br>登録番号入りの「反射ステッカー」を交付し、ご本人の靴などに貼りつけ、行き先が分からなくなった時、または知らない場所で保護された時など、いち早く家に帰れるよう、捜索や身元の特定の手掛かりとします。利用するには、申請が必要です。 |
| 利用できる方       | ①市内に住んでいる65歳以上の市民で、認知症等により一人で家に帰れない危険性がある方<br>②市内に住んでいる40歳以上65歳未満の市民で、医師から認知症の診断を受け、一人で家に帰れない危険性がある方（※いずれも、介護施設入所者、グループホーム入居者、ケアハウス・サービス付き高齢者住宅・有料老人ホーム入居者等を除く。）  |
| 利用料金         | 1人あたり 300円  |
| 問合せ先<br>申込み先 | 市高齢福祉課（長寿支援係）<br>※対象となる方へは申請書を郵送しますので、事前にお問合せください。<br>豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所  |

## 16 認知症初期集中支援事業

|              |  |
|--------------|--|
| 内 容          | 医療・福祉・介護の専門職による支援チームが、認知症に関する相談に応じ、重症化の予防や負担の軽減のための対応を一定期間（おおむね6ヶ月以内）集中的に支援します。  |
| 利用できる方       | 40歳以上で、認知症または認知症が疑われ、以下の①、②のいずれかに該当する方（施設入所者を除く）<br>①医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当している場合<br>・認知症の診断を受けていない<br>・認知症と診断されたが介護サービスを中断している<br>・継続的な医療サービスを受けていない<br>・適切な介護サービスに結び付いていない<br>②医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している |
| 利用料金         | 無料   |
| 問合せ先<br>申込み先 | 各地域包括支援センター、市高齢福祉課（長寿支援係）  |

## 17 老人ホーム等への短期入所（生活支援）

|                    |  |   |
|--------------------|--|---|
| 内 容                | 社会適応が困難な高齢者及び自宅で高齢者を介護している家族が、傷病、出産、冠婚葬祭、出張などで一時的に介護ができない場合に、養護老人ホーム等へ短期間入所することができます。  |   |
| 入所できる方             | <p>おおむね65歳以上の高齢者で、社会適応が困難な方及び申請時、介護認定の無い方で、一人であると転倒や火の不始末の危険性がある方、食事の確保が困難な方、病気による発作のおそれがある方など</p> <p>※ 介護保険の認定で「要支援」または「要介護」と認定された方は、介護保険で「ショートステイ」のサービスが利用できます。</p> <p>※ 施設の空状況により利用できない場合があります。</p> |   |
| 利 用 料 金            | 生活保護世帯   | 無料  |
|                    | 上記以外の世帯  | 利用料 1日 500円（なお、食費、滞在費及び送迎に係る費用は実費相当額が利用料に加算されます。） |
| 入所できる期間            | 年間 7日以内  |   |
| 問 合 せ 先<br>申 込 み 先 | 市高齢福祉課（高齢福祉係）  |   |

## 18 STOP 特殊詐欺！あんしん貸出事業

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| 内 容                | 特殊詐欺の抑止を目的に、現在ご自宅で使用している電話機に取り付けるだけで「通話録音メッセージアナウンス」「通話録音」「緊急連絡ボタン」などの機能が使用できる機器を貸し出します。また、希望者には月1回の電話での安否確認（あんしんコール）を行います。 |  |
| 利用できる方             | <p>①65歳以上のひとり暮らしの方      ②65歳以上のみ世帯の方</p> <p>③日中ひとりになる65歳以上の方      ④障がい者のいる世帯の方 など</p> <p>※ 利用には、2か所の緊急連絡先が必要となります。</p>      |  |
| 利 用 料 金            | 月額200円（半年ごとの請求となります） ※機器の設置及び設定の費用を含む。  |  |
| 問 合 せ 先<br>申 込 み 先 | 新発田市社会福祉協議会（本町4-16-83新発田市ボランティアセンター内）<br>電話：0254-23-1000  |  |

## 19 緊急時あんしんお出かけ準備事業

|                    |  |  |
|--------------------|--|--|
| 内 容                | <p>元気なときから、予期せぬケガや病気による入院、将来の施設入所、災害時の避難などに必要な物の事前準備を支援しています。</p> <p>①緊急時あんしん準備リスト（入院編・避難編）の無料配布</p> <p>②緊急あんしんバッグの販売（2種類）※バッグのみの販売となります。</p> <p>③あんしんサポート（買物代行・月1回の安否確認・年1回の物品確認）</p> <p>※サポートの対象は、緊急あんしんバッグを購入いただいた方のみとなります。</p> |  |
| 価 格                | <p>①円柱型リュック防水タイプ 20L 2,000円（税込）</p> <p>②角型リュック難燃撥水タイプ 22L 4,000円（税込）</p>   |  |
| 問 合 せ 先<br>申 込 み 先 | 新発田市社会福祉協議会（本町4-16-83新発田市ボランティアセンター内）<br>電話：0254-23-1000   |  |

## ■通って利用するサービス

### 1 地域ふれあいルームの利用

|                |  |  |                |                               |             |                                |              |                |
|----------------|--|--|----------------|-------------------------------|-------------|--------------------------------|--------------|----------------|
| 内 容            | 家に閉じこもりがちな高齢者に対し、外出する機会をつくり、孤立状態の解消や社会参加の推進などを目的として、仲間づくりや居場所、交流の場を提供します。  |  |                |                               |             |                                |              |                |
| 利用できる方         | (1)おおむね65歳以上の高齢者で一人暮らしの方<br>(2)日中一人になる方<br>(3)家に閉じこもりがちな方  |  |                |                               |             |                                |              |                |
| 実施場所           | 35ページをご覧ください   |  |                |                               |             |                                |              |                |
| 利用日            | 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）※利用日は各ルームによって異なります。   |  |                |                               |             |                                |              |                |
| 利用料金           | <table border="1"> <tr> <td>下記以外の地域ふれあいルーム</td> <td>1日 50円<br/>給食サービスを利用する場合は、150円</td> </tr> <tr> <td>豊浦地域ふれあいルーム</td> <td>1日 400円<br/>給食サービスを利用する場合は、900円</td> </tr> <tr> <td>加治川地域ふれあいルーム</td> <td>昼食代の一部 1日 100円</td> </tr> </table> |  | 下記以外の地域ふれあいルーム | 1日 50円<br>給食サービスを利用する場合は、150円 | 豊浦地域ふれあいルーム | 1日 400円<br>給食サービスを利用する場合は、900円 | 加治川地域ふれあいルーム | 昼食代の一部 1日 100円 |
| 下記以外の地域ふれあいルーム | 1日 50円<br>給食サービスを利用する場合は、150円  |  |                |                               |             |                                |              |                |
| 豊浦地域ふれあいルーム    | 1日 400円<br>給食サービスを利用する場合は、900円   |  |                |                               |             |                                |              |                |
| 加治川地域ふれあいルーム   | 昼食代の一部 1日 100円   |  |                |                               |             |                                |              |                |
| 問合せ先<br>申込み先   | 新発田市健康長寿アクティブ交流センター又は各地域ふれあいルーム<br>電話：0254-26-3030   |  |                |                               |             |                                |              |                |

### 2 高齢者福祉センター「金蘭荘」の利用

|              |   |  |      |      |      |      |
|--------------|---|--|------|------|------|------|
| 内 容          | 高齢者の憩いと交流、教養の向上やレクリエーションのためなどに利用できます。高齢者以外の地域の人でも利用できます。  |  |      |      |      |      |
| 利用料金         | <table border="1"> <tr> <td>市内の人</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>市外の人</td> <td>300円</td> </tr> </table> <p>※ 上記金額以外に、利用する部屋に応じて、料金が必要になります。</p> |  | 市内の人 | 200円 | 市外の人 | 300円 |
| 市内の人         | 200円  |  |      |      |      |      |
| 市外の人         | 300円  |  |      |      |      |      |
| 問合せ先<br>申込み先 | 金蘭荘（五十公野4475-3）<br>電話：0254-22-8741  |  |      |      |      |      |

## ■施設を利用するサービス

### 1 有料老人ホームへの入居

|         |  |
|---------|--|
| 内 容     | 食事の提供など日常生活に必要なサービスの提供を目的とした施設です。利用料は全額入居する方の自己負担です。 |
| 問 合 せ 先 | 市高齢福祉課<br>(入居等については、直接希望施設へ連絡してください。)                |

### 2 軽費老人ホーム（ケアハウスなど）への入所

|         |  |
|---------|--|
| 内 容     | 家庭や住宅の事情などにより自宅で生活することが困難な60歳以上（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）の高齢者が、比較的低額な料金で入所できる施設です。食事が提供される「軽費老人ホームA型」、原則として自炊の「軽費老人ホームB型」、また、食事や入浴のサービスが提供されるとともに、車椅子の利用が容易にできる構造になっている「ケアハウス」があります。利用料は入居する方の収入の段階に応じた額となります。（全額自己負担） |
| 問 合 せ 先 | 市高齢福祉課<br>(入所等については、直接希望施設へ連絡してください。)  |

### 3 サービス付き高齢者向け住宅への入居

|         |  |
|---------|--|
| 内 容     | 高齢者単身・夫婦世帯が居住できる賃貸等の住まいです。<br>ケアの専門家が日中建物に常駐し、安否確認サービスや生活相談サービスを提供します。<br>その他の食事、生活支援などのサービスを提供している施設もあります。<br>利用料は全額入居する方の自己負担です。 |
| 問 合 せ 先 | 市高齢福祉課<br>(入居等については、直接希望施設へ連絡してください。)  |

#### 4 養護老人ホームへの入所

|                    |  |
|--------------------|--|
| 内 容                | 自宅で生活することが困難な高齢者のうち、市の基準に基づいて判定委員会で認められた方が入所する施設です。  |
| 入所できる方             | 施設に入所する意志があり、環境上の理由及び経済的理由により自宅での生活が困難であると認められる高齢者で、住民税の所得割が非課税世帯の方。<br>※養護老人ホーム以外の施設に入居が可能な方は、そちらが優先となります。<br>※養護老人ホームの対象になっても、入所施設を選ぶことはできません。 |
| 費 用                | 本人、扶養義務者の収入に応じた費用負担があります。  |
| 問 合 せ 先<br>申 込 み 先 | 市高齢福祉課（高齢福祉係）<br>（申込みは、病院やケアマネジャーなど、専門職の方を通して受付けします。）  |

#### ■その他の事業

#### 1 日常生活自立支援（福祉サービス利用援助、日常的な金銭の出し入れ、書類等預かり）

##### ◇ 日常生活自立支援事業

|                    |   |
|--------------------|---|
| 内 容                | 判断能力が不十分な人に対して、福祉サービス利用のお手伝い、日常的なお金の出し入れのお手伝い、大切な書類等を預かるなどのお手伝いをします。  |
| 対 象 者              | 認知症の高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方等で、日常の生活をしていく上で、必要な福祉サービスの利用等について自分一人の判断で行うのに不安のある方。   |
| 費 用                | 【契約前】 専門員による訪問・相談・支援計画作成は無料<br>【契約後】 生活支援員による援助は1回1時間1,200円。<br>1時間を超える場合は、30分毎に400円追加。<br>その他生活支援員の交通費（実費）が追加。<br>※ 生活保護を受けている方はご相談ください。 |
| 問 合 せ 先<br>申 込 み 先 | 新発田市社会福祉協議会（本町4-16-83 新発田市ボランティアセンター内）<br>電話：0254-20-0022   |

## ◇ 市長申し立てによる成年後見制度利用開始の手続き

|                    |   |
|--------------------|---|
| 内 容                | 65歳以上の身寄りのない認知症等高齢者の権利を保護するため、家庭裁判所に対し成年後見制度利用開始の申し立てを行います。   |
| 対 象 者              | ① 認知症等により日常生活を営むのに支障があること。<br>② 介護保険サービス等を利用するため、成年後見制度の利用が必要と認められること。<br>③ 65歳以上であり、配偶者及び4親等内の親族で申し立てる人がいないこと。<br>※①～③全て該当する方が対象となります。 |
| 問 合 せ 先<br>申 込 み 先 | 市高齢福祉課（高齢福祉係）   |

### 成年後見制度とは

認知症等のため判断能力が十分でない人が、財産管理、各種の手続きや契約等を行う際に一方的に不利にならないように、保護したり支援したりすることを目的とした制度です。

家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、本人の判断能力が十分なうちにあらかじめ後見人を選ぶ「任意後見」があります。

### 新発田市成年後見センター

○成年後見制度に関する説明や、お悩みの方等に対する相談支援を行います。

◇一般相談・・・予約は原則必要ありませんが、事前のお問合せをお勧めします。

◇法律相談・・・予約が必要となります。

※相談はいずれも無料です。

※ご本人・ご家族だけでなく、地域の方、関係機関等からの相談もお受けします。

○成年後見制度に関する出前講座も行います。詳しくはお問い合わせください。

|       |   |
|-------|---|
| 問い合わせ | 新発田市成年後見センター（本町4-16-83 新発田市社会福祉協議会内）<br>電話：0254-20-8988（直通） |
|-------|---|

|                 |                        |                 |
|-----------------|------------------------|-----------------|
| 成年後見制度全般に関する相談先 | 市高齢福祉課                 | 電話：0254-22-3030 |
|                 | 各地域包括支援センター            | 電話：1ページをご覧ください  |
|                 | 新発田市成年後見センター           | 電話：上記に記載のとおり    |
|                 | 成年後見センター・リーガルサポート新潟県支部 | 電話：025-244-5141 |
|                 | 権利擁護センターぱあとなあ新潟        | 電話：025-281-5502 |
|                 | 新潟家庭裁判所新発田支部           | 電話：0254-24-0121 |
|                 | 新発田公証役場                | 電話：0254-24-3101 |

◇ 成年後見人等に対する報酬の助成

| 内 容                | 成年後見制度を利用している低所得の方に対し、成年後見人等に対する報酬を助成します。  |      |                                 |      |         |      |         |      |         |      |                                 |      |                  |      |         |      |         |      |         |      |                                 |
|--------------------|--|------|---------------------------------|------|---------|------|---------|------|---------|------|---------------------------------|------|------------------|------|---------|------|---------|------|---------|------|---------------------------------|
| 対 象 者              | <p>次の(1)、(2)のいずれか及び(3)～(4)に該当する方</p> <p>(1)生活保護法による被保護者</p> <p>(2)資産、収入の状況から、(1)に準ずると認められる方<br/>(次のいずれにも該当する方)</p> <p>① 世帯（住民基本台帳上の世帯）全員の市民税が課されていないこと</p> <p>② 年間の世帯合計収入額（非課税年金等を含む）から報酬の額を差し引いた額が、次に規定する世帯合計収入以下であること</p> <table border="1" data-bbox="443 745 1350 1043"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>世帯合計収入額（年額）<br/>※当該年の1～12月の収入見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身世帯</td> <td>150万円以下</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>200万円以下</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>250万円以下</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>250万円に、世帯員4人目以降1人につき50万円を加えた額以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 預貯金等の額が、次に規定する額以下であること</p> <table border="1" data-bbox="443 1088 1350 1346"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>資産（現金、預貯金、有価証券等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身世帯</td> <td>100万円以下</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>150万円以下</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>200万円以下</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>200万円に、世帯員4人目以降1人につき50万円を加えた額以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと</p> <p>⑤ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと</p> <p>(3)原則として、65歳以上で新発田市内に住所を有する方<br/>(64歳以下の方は、市ふれあい福祉センター)</p> <p>(4)成年後見人等が4親等内の方でない方（成年後見人等が、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、精神保健福祉士、法人後見等の方）</p> | 世帯人数 | 世帯合計収入額（年額）<br>※当該年の1～12月の収入見込額 | 単身世帯 | 150万円以下 | 2人世帯 | 200万円以下 | 3人世帯 | 250万円以下 | 4人世帯 | 250万円に、世帯員4人目以降1人につき50万円を加えた額以下 | 世帯人数 | 資産（現金、預貯金、有価証券等） | 単身世帯 | 100万円以下 | 2人世帯 | 150万円以下 | 3人世帯 | 200万円以下 | 4人世帯 | 200万円に、世帯員4人目以降1人につき50万円を加えた額以下 |
| 世帯人数               | 世帯合計収入額（年額）<br>※当該年の1～12月の収入見込額  |      |                                 |      |         |      |         |      |         |      |                                 |      |                  |      |         |      |         |      |         |      |                                 |
| 単身世帯               | 150万円以下  |      |                                 |      |         |      |         |      |         |      |                                 |      |                  |      |         |      |         |      |         |      |                                 |
| 2人世帯               | 200万円以下  |      |                                 |      |         |      |         |      |         |      |                                 |      |                  |      |         |      |         |      |         |      |                                 |
| 3人世帯               | 250万円以下  |      |                                 |      |         |      |         |      |         |      |                                 |      |                  |      |         |      |         |      |         |      |                                 |
| 4人世帯               | 250万円に、世帯員4人目以降1人につき50万円を加えた額以下  |      |                                 |      |         |      |         |      |         |      |                                 |      |                  |      |         |      |         |      |         |      |                                 |
| 世帯人数               | 資産（現金、預貯金、有価証券等）   |      |                                 |      |         |      |         |      |         |      |                                 |      |                  |      |         |      |         |      |         |      |                                 |
| 単身世帯               | 100万円以下  |      |                                 |      |         |      |         |      |         |      |                                 |      |                  |      |         |      |         |      |         |      |                                 |
| 2人世帯               | 150万円以下  |      |                                 |      |         |      |         |      |         |      |                                 |      |                  |      |         |      |         |      |         |      |                                 |
| 3人世帯               | 200万円以下  |      |                                 |      |         |      |         |      |         |      |                                 |      |                  |      |         |      |         |      |         |      |                                 |
| 4人世帯               | 200万円に、世帯員4人目以降1人につき50万円を加えた額以下  |      |                                 |      |         |      |         |      |         |      |                                 |      |                  |      |         |      |         |      |         |      |                                 |
| 問 合 せ 先<br>申 込 み 先 | 市高齢福祉課（高齢福祉係）  |      |                                 |      |         |      |         |      |         |      |                                 |      |                  |      |         |      |         |      |         |      |                                 |